

## 第15回宇都宮市自治基本条例を考える会議（概要）

### ■ 日時

平成20年2月6日（水）

### ■ 会場

宇都宮市役所 14大会議室

### ■ 出席者

- ・ 委員 井上委員，藤本委員，増井委員，伊藤委員，鎌倉委員，佐々木委員，添田委員，築委員，佐藤和男委員，西岡委員，古橋委員，浅野委員，梅林委員，片岡委員，片桐委員，川嶋委員，郡司委員，小針委員，酒井委員，高山委員，田中委員，船津委員，本田委員，川又委員，佐藤六夫委員，陣内委員，砂長委員，寺崎委員，松本委員，山野井委員，郷間委員，櫻井委員，小林委員，渡辺委員，塚原委員，山本委員，福田委員，馬嶋委員，横松委員，柴田委員，砂川委員，森山委員（委員名簿順）
- ・ 事務局 行政経営部次長，行政経営課行政改革担当主幹，行政経営課長補佐，行政経営課行政改革グループ係長，文書法制グループ係長，事務局職員

### ■ 会議経過

#### 1 開会

- ・ 事務局より，市民から寄せられた意見を1件報告

（意見の概要）

自治会配布のニュースレターを見た。現在，市民からのご意見を募集中とのことなので，電話させてもらった。

駐輪場の近くに住んでいるが，右側通行，スピード違反，信号無視，傘差し運転など，宇都宮市民の自転車マナーの悪さには，憤りを感じることが多い。

先日は，高齢者のご夫婦がお孫さんの手を引いてオリオン通りを歩いていたところ，高校生が時速30キロメートル位の猛スピードでその脇をかけていき，ご夫婦が転びそうになるのを見た。

法律では，違法な行為を見かけた市民が自ら罰を与えるという，自力救済が認められていないのは十分理解している。私たち市民はこのようなマナー違反，違法行為に対してすぐには対応できない。

そうであれば，市民一人一人が社会的責任を有し，自らの言動に責任を持つべきことを，自治基本条例で謳っていただきたいと思う。

ぜひこのあたりも，「考える会議」で議論して頂きたい。

## 2 議事

### (1) 提言書検討委員会の検討結果について（資料1）

#### ア 提言書検討委員会委員長報告

（以下要旨）

本日お手元に配布されているのは提言書素案である。今から内容の説明をさせていただくが、その後の質疑応答の中で皆さんから頂くご意見や、2月16日に予定されているシンポジウムで出された意見を、2月21日に予定している第4回提言書検討委員会でさらに検討する。したがって、本日の会議の終了後も、何かお気付きの点があれば、事務局へ御連絡頂きたい。また、この提言書素案は、来年度予定されている市民との意見交換会で出された意見を反映してさらに修正を加えた上で、この全体会の了解を頂いて初めて提言書として確定するものである。

本日は、提言書検討委員会を代表して報告させていただく。

今まで14回にわたる全体会議の中で、委員の皆さんに非常に熱心で真剣な議論をしていただいた。その中で、分科会も5回を数え、相当踏み込んだ議論もしていただいた。私は宇都宮市民ではないが、宇都宮市民の方々がこれだけ熱い議論をしている現場を見て心打たれるところがあって、良い提言書を皆さんと一緒に市長に提出したいと考えている。

提言書検討委員会はこれまで3回開催したが、委員の皆さんには、事前に十分に資料を読み込んでいただき、会議では貴重なご意見を出していただいた。非常にご苦勞いただいたことに対し、委員長として感謝していることを全体会で報告させていただく。

資料1の表紙は、提言書「素案」となっている。この提言書素案は、来年度予定されている市民との意見交換会に付すことを前提にしている。つまり、その意見交換のベースになる資料だと考えている。そのようなことから、様々な市民の方に読んでわかりやすいスタイルを検討し、このような形とした。条例本文に相当するところは大きく枠囲みをしてある。また、補足が必要なところは「補足説明等」として説明を加え、あるいは少数意見であっても貴重な意見は「附帯意見等」という形で記載している。

表紙をめくると「はじめに」とあり、右側に目次がある。全体の構成であるが、まず「1 自治基本条例を考える会議について」ということで、会議における議論の経過を紹介した後、「2 宇都宮市自治基本条例の必要性・意義」、「3 基本的な考え方について」と続く。ここは、昨年度全体会で議論したところである。その後、分科会で議論していただいた内容をまとめた、「4 宇都宮市自治基本条例に盛り込むべき内容」に移る。提言書の末尾は、「おわりに」という項目でまとめている。

提言書の中身に入る。まず最初の「はじめに」の内容は、会長に一任することと

させて頂きたい。

4頁、「1 宇都宮市自治基本条例を考える会議について」であるが、今まで委員の皆さんに熱心に議論していただいた経過を書いている。皆さんがいろいろな形で議論し、数多くの局面にぶつかってきたことをまとめたものである。

5頁の下半分は括弧で括っている。その意味は、シンポジウムや市民との意見交換会が終わるまでは、ここは確定できないということである。

ここにはかなり重要な要素が入っている。1つ目に、人間の幸せは人々との共感と思いやりの中にも求められるのだということ。2番目に、私たちは公共的な課題を解決していく責務を負っており、全市民が多様な段階・方法で話し合いをし、その程度や範囲を決定していくとともに、協働のもと役割分担して、課題解決をしていくことこそが、市民主体のまちづくり、すなわち市民自治の確立には必要だということ。最後に、この条例は、市民主体のまちづくりを確立するために必要な、基本的な事項・仕組みを定めるものであること。そして、この条例の究極の目的は市民を幸せにしていくことなのだ、ということである。この「幸せ」という言葉についてもいろいろ議論があった。行政では福祉と言っているが、それだといろいろなとり方がある。とりわけ民生関係の事務において、狭い意味に誤解されることが多いのではないかと、という意見もあって、この「幸せ」という言葉を使うこととした。

まとめると、委員の皆さんが熱心に、そして真剣に議論したことを、ぜひ市民の皆さんにお伝えする必要があるだろうということから、この項目を設けたということである。

次は、7頁の「2 宇都宮市自治基本条例の必要性・意義」である。なぜ自治基本条例が必要なのか、どのような意味があるのかをまとめたものである。

この条例の必要性・意義については、この会議の当初から、本当にこの条例は必要なのか、なぜ必要なのか、どういったところに意義があるのだろうか、いろいろご議論いただいた。第4回全体会でワークショップを行い、第5回全体会で議論した結果は、枠囲みの中に、いくつかの項目としてまとめられている。最初のうち、委員の皆さんは、条例の必要性・意義についてどうなのかなと疑問を持ちながら、条例本体の部分の議論に入っていくという経緯があるが、議論していくうちに必要性・意義をだんだんお感じになってこられたと思う。これらを踏まえて、7頁の上段にこの自治基本条例の必要性・意義を掲げている。

次に8頁、「3 基本的な考え方について」であるが、これは、この条例をつくるに当たっての基本的な考え方という意味である。この条例は、市民主体のまちづくり、すなわち市民自治を確立するための、基本的で普遍的な事項や仕組みを広く定めるものであるが、市民全体のもの、財産であるから、非常にわかりやすく、理解され、親しまれるものにしなければいけないだろう。さらには、「宇都宮らしい自治をはぐくむための条例」にしなければならないという基本的な考え方が生まれてき

て、委員の皆さんはとても注意を払ってきたところである。これは第6・7回の全体会議の協議の結果出てきたものだが、このような基本的な考え方のもとにこの条例はつくられている。

いよいよ本論に入り、9頁から、「4 宇都宮市自治基本条例に盛り込むべき内容」となる。分科会で皆さんにご議論いただいたものをまとめたところである。

まず、これからゴシック体で書かれている部分が出てくるが、これは、宇都宮市独自の内容であると考えられるところである。次に、枠囲みの中の本文は、条例化するとき条文となることを想定していることから、全部「こと」という体言止めになっている。

9頁の枠囲みの中では、宇都宮市の歴史や文化、市民が社会的責任を有していること、さらには地球環境の問題まで言及している。続いて新しい自治の形はどのようなものなのか、次に協働の考え方のもと、市民主体のまちづくりを行っていくべきこと、そして資源の利活用等が述べられている。なお、ここでの資源には、単なる物的資源だけではなくて、人的資源その他も含まれている。

11頁には、この条例の目的が記載されている。この条例でどのようなことを定めているのか、また、この条例の究極の目的は何なのだろうかということを中心にまとめたものである。ここで一番大事なのは、「市民がさらに幸せに暮らせるようにしていくことを目的とする」というところで、これがこの条例の究極の目的である。市民主体のまちづくり、すなわち市民自治の確立は、皆さんをさらに幸せにしていこうこと、行政の言葉では「市民福祉を増進させること」のためにあるということである。これは、昔から地方自治法に規定されていることでもあるが、ここで明確に書いている。

12頁からは定義規定となるが、ここはほとんど分科会の検討結果から変わっていない。他の自治体の自治基本条例も、いろいろな定義規定を持っているが、宇都宮市独自の内容だと考えられるのは、ゴシック体で書かれている「地域活動団体」、「地域コミュニティ」、「協働」のところである。「協働」は、13頁で図示しているが、市民と市役所が単に一緒に何かをするということではなくて、同じ目的に向かって、市民や市役所がそれぞれの役割分担のもとに、それぞれ独自に何かを行う場合も協働であり、また、図では重なっている部分、市民と市役所が一緒になって何かを行う場合も協働である。協働という言葉は、単に一緒にやっただけ、一緒になってまちづくりを進めていくという意味ではない。

また、ここで定義されている「地域コミュニティ」も、なかなか宇都宮市らしいものであると思う。

14頁はこの条例の位置付けであるが、この問題を法的に整理することはなかなか難しい。ともかくこの条例の趣旨を最大限尊重してくださいよ、とすることで、内容的には最高規範的な役割を果たすということが書いてある。したがって、少な

くとも市は、自分の条例をつくる時には、精神的に、また訓示的に、少なくともこの自治基本条例に拘束されると考えていただいてよいと思う。そのような意味では、この自治基本条例を頂点にして整合性のある条例がつくられ、また確立されていかなければならないということになる。

15頁には、自治の理念と基本原則が書かれている。ここは大変大事なところである。この自治の理念は、条例の目的とほぼ同趣旨であるが、ここでは、市民主体のまちづくり、すなわち市民自治を確立するということが謳われている。市民自治を確立するということは、現在の法制度の中ではどこでも謳われていない。だからこそ、この自治基本条例の存在価値がある。もちろん、市民自治を確立するためのいろいろな具体的手法、手続は、この条例の後の部分で言及されている。そして、市民がさらに幸せに暮らせるようにしていくこと、これがこの条例の究極の目的である。

この究極の目的を達成するための基本的な手段や進め方が、第2節にある基本原則である。まず1番目として、「自己決定、自己責任」が最も基本的な原則であって、各主体は自ら考え、決定し、自らの発言、行動に責任を持って自治を進めていかなければならないということ。2番目として、「個人の尊重」が挙げられている。これは、市民の権利の尊重と、市民の個性、能力が自治に生かされるよう努めるということである。3番目は、「協働」である。それから4番目には、「公共的活動の範囲」が挙げられている。これはなかなか含蓄のある原則である。公共的な活動の範囲というものは時代とともに動く。この範囲を、市民と行政が一緒になって、まちづくりの中で決めていくのだということである。「これは公共的活動だ。」とあって、市民が単に行政に任せるのではなくて、みんなで考え、話し合っただけで決定して、その中でみんなが協働してまちづくりを進めていく、すなわち市民と議会と行政が一体となって進めていくという、その枠組みをここで設定しますよ、ということであって、かなり独創的な規定だと考えている。

その次には、「情報の共有」や「人づくり」、それから「社会資源の利活用」が続く。「人づくり」という項目は、本当に将来を見据えた規定である。要するに人材の育成であるが、「人は石垣」と言うように、人こそ一番基本になるものである。「人づくり」が基本原則に入ることは、他都市にない特徴になるだろうと思う。これらの項目は分科会の検討結果とほとんど変わっていない。

次に18頁、「市民等の権利と責務」に入って、まず「市民の権利」であるが、この部分はほとんど分科会の検討結果と変わっていない。まず個人として尊重されることが挙げられている。それから幸福追求権が続く。日本国憲法第13条に、包括的幸福追求権と呼ばれる同じような規定があるが、ここでは、市民としての幸せを追求する権利があるのですよということを明らかにしている。これは本当に大事なところである。続いて、社会的責任を有する者として公共的活動に参加する権利、

情報を求める権利，行政サービスを受けることができる権利が続く。一部当たり前と思われる権利も入っているが，ここで，きちんと市民の権利を確認しておくことが大事だということである。

19頁に入ると，「市民の責務」が挙げられている。これから市民主体のまちづくりを確立していく，すなわち市民自治を確立していこうとする際に，単に，市民が役所から言われたから何となくということではなくて，より自主的，自律的に公共活動に参加していかなければいけないということ，そして自分の発言と行動に責任を持たなければいけないということ，それから公共的活動を行うに当たっては自分たちの負担を分任することを書いている。またここでは，市民が自己研鑽に努めるべきことが明らかにされている。この後出てくるが，議員と市長にもこの責務が入っている。自己研鑽に努めるというのは，かなりきつい訓示規定のようにも思われるが，これは，市民主体のまちづくりを進めるためには当然の責任であるとも考えられる。なかなかユニークな規定であると思う。

次に，「地域活動団体の責務」が挙げられている。ここは分科会の検討結果を十分踏まえながら，内容を整理した。枠囲みの中の2点目に，「つながり」という言葉が使われているが，これは「ネットワーク」という意味である。最近では，行政文書の中で横文字を頻繁に使うとわかりづらいと言われることから，ネットワークのことを，「つながり」というごく日本的な言葉に変えている。

同様に，「非営利活動団体の責務」が20頁に挙げられている。非営利活動団体は，お互いに助け合うという精神のもと，市民の要望にこたえ，社会的使命を果たし，市民がさらに幸せに暮らすことができるよう努めていこうということが書かれている。2項目目の「つながり」は，先ほどの地域活動団体の責務と同様，「ネットワーク」という意味である。委員の皆さんのご意見にもあったとおり，「地域活動団体の責務」と「非営利活動団体の責務」をそれぞれきちんと分けて個別的に規定している。

21頁に入ると，「事業者の責務」が挙げられている。事業者の責務に関しては，昨今の社会情勢から，いろいろ厳しい目が事業者に向けられているところであるが，ここでは少し違った観点から規定が作られている。今の事業者は，単なる営利団体ではなくて，社会的責任を有しており，自主的，自律的に公共的活動に参加するとともに，責任を持った発言，行動をしてください，ということを書いている。それと，ユニークな規定であるが，いわゆるワーク・ライフ・バランス，すなわち従業員が業務と私的活動，公共的活動の調和の中で，円滑に公共的活動に参加できるように努めてください，ということを書いている。これとは違った意味で，事業者には社会的責務として，いわゆるコンプライアンス，すなわち法令遵守義務がある。今一番求められているのはそれかもしれないが，「発言及び行動に責任を持たなければならない。」というところに入ってくると考えている。

22頁からは「議会の役割と責務」が挙げられている。この「考える会議」には、市議会議員の皆さんも入っておられ、深く検討に参加していただいているので、良い内容となっていると思う。1点目は、「議会は、市民の意思が市政に反映されるよう努めること。2点目は、単に市政運営に対する調査、監視だけではなくて、政策立案等も行うこと。宇都宮市は進んでいて、議会の政策立案能力については他都市にはない、なかなか高いものを持っていると思っている。3点目は、これも重要なことであるが、説明責任である。

次は、「議員の責務」である。議員は、選挙で選ばれた市民の代表者として信託を受けている。この信託をここに明文化したことは非常に重要である。もちろん今も、議員の皆さんはこの信託を十分に認識しながら議会活動を行っているところであるが、明文化したことが重要なのである。次に、職務遂行のために自己研鑽に努めること、さらに、自らの議員活動について、情報を公開することに努めることを書いている。

23頁からは、「執行機関の役割と責務」となる。まず、「市の事務を公正かつ誠実に管理し、執行すること」、これは法律の中に書いてある。しかし、次の項目は、ここまではっきりと法律では書かれていない。すなわち「総合的な行政サービスを提供すること」であるが、なかなか含蓄ある文言であって、縦割り行政と言われる中で、「総合的な行政サービスを提供する」ことは極めて難しい。国の例を見てもわかるように、中国産の食品に混入した農薬問題であっても、1つの役所で対応できない。たくさんの組織が錯綜していろいろな情報を持っていることから、どんどん対応が遅くなる。このようなことを見ても、総合的な行政サービスの提供ということとはとても大事であるが、現在、どの法律にも載っていない文言である。「効果的かつ効率的な行財政運営」、これは法律にある。次に「説明責任」。市民と協働のまちづくりをしていくには、説明責任がきちっと果たされなければならない。

次は「市長の責務」である。ここでは、「市長は、市民の代表者として市民の信託にこたえる」とはっきり書いている。市民は、市長に市政を信託しているのですよ、ということも明文化したことは、議員に対し市民が信託していることを明文化したのと同様に、非常に重要なことである。この信託という言葉はどの法律の中にも出てこない。次に、職務遂行のために自己研鑽に努めることを明らかにしている。

24頁には、「職員の責務」が挙げられている。他の都市の自治基本条例の中には、項目が羅列されているものもあるが、本市においては、自己研鑽を図って、効果的、効率的に職務を遂行していくべきことを書いている。このあたりは分科会の意見をほぼそのまま用いている。

25頁以降は、第3分科会が中心になって検討した項目が続く。「参画と協働」という大項目の中で一番基本となるのは、「自助、共助、公助」ということである。「自助、共助、公助」とは何かについては、「補足説明等」に書いてある。市民主体のま

ちづくりを確立する、すなわち市民自治を確立するとはどういうことかと言えば、要するに自ら決定し、自ら責任を負うことである。その中には、個人で対応できることもある。コミュニティや地域団体の中で対応できることもある。地域主体のまちづくりを進めていくためには、単なる公助、すなわち今までで行政がやっていた活動だけでは足りなくなっている。だからこそ、地方分権の中で自主的なまちづくりをするためには、自助、共助、公助という順で対応していかなければならないということを書いている。これは極めて特徴的な規定だと思う。もちろん、個人で対応できる場所は限られている。そのような中で市民主体のまちづくりを進めるときには、地域コミュニティや地域活動団体が非常に重要になってくる。これらが自治の原点であることを認識し、これらをより強くしていくよう努めるべきことも書いている。ここは、第3分科会をはじめ、ほかの分科会でも議論したところで、まとめるのには苦勞した。必ずしも全部がそのまま分科会の検討結果ではなく、要約をしている部分もある。お読みいただき、ご意見頂きたい。

26頁に入る。「地域主体のまちづくり」であるが、ここはほとんど第3分科会の検討結果と変わっていない。各主体が協力して、住民の生活圏に配慮した適正な地域区分を行いながら、市民主体のまちづくりに取り組んでいく、ということである。執行機関、すなわち市役所は、適正な地域区分に基づき、行政サービスの拡充や、協働の推進を進めていくと書いている。この「適正な地域区分」については、いろいろな議論があったと聞いている。ただし、この中の「小学校区等」という言葉については、今、これを例示として出すのは少し難しいのではないか。小学校区が本当に適正な地域区分なのかどうかは、時代とともに変わってくるものである。今、少子化で子どもがどんどん少なくなっているため、小学校、中学校の統合が始まっている。村が小学校区単位、町が中学校区単位ということで、行政区が編成されてきた歴史的な経緯があるわけだが、高齢化または少子化社会になってくると、人口の偏在があちこちに起こってくる。すると、いわゆる生活圏は随分変わってくる。また、道路が1本通る等、交通手段が変わっただけで生活圏ががらっと変わることがある。そのような中で、適正な地域区分とはどのようなものかを考えながら、コミュニティを形成し、そこで市民主体のまちづくりを進めていくということである。いずれにしても、ここは第3分科会の検討結果と変わっていない。

次の項目は、「協働の推進」である。ここは執行機関側から書いている。執行機関が、多様な参画の機会を整備するということである。市民主体のまちづくりを進めるのであれば、執行機関においては市民と協働することが非常に重要になってくる。もちろん、今までも執行機関はいろいろな形で市民との協働の仕組みを作ってきたが、ここで包括的に原則を述べている。

次は附属機関等について述べている。ここで大事なのは会議を公開することである。この「宇都宮市自治基本条例を考える会議」も公開になっており、既に

取組は進んでいるが、これはとても大事なことである。それと、委員の全部または一部を公募して市民参加を促しなさいよ、ということを書いている。

28頁に入り、住民投票についてであるが、間接民主制であっても、ある種の重要な問題では、住民投票はとても大事な民主主義のツール、道具となる。このようなことから、住民投票というものを実施することができますよ、もちろんその際は条例で定めますよ、ということを書いている。ただし、住民投票にはいろいろな形がある。重要な案件が出てくる都度、個別に条例を制定して住民投票をやろうという規定の仕方と、こういうものが出てきたら住民投票へかけなければいけないという規定の仕方がある。どのような案件が出てくるかわからない中、あまり最初から条件を設定してしまうと、制度として硬直性を招くということも考えられることから、重要な案件が出てくる都度、個別に条例を制定して住民投票をやろうという規定の仕方になっている。

また、昨今話題になっているが、「成年」の問題がある。住民投票の権利をどこまで付与するのか。今、法務大臣の諮問機関である法制審議会というところで、18歳にしたらどうかということが議論されている。18歳にするのは大変な作業である。民法や公職選挙法からはじまって、大体200本近くの法律があって、それぞれ個別に違う趣旨で年齢区分をしている。それらを全部18歳にできるかは、大変難しいところであるが、少なくとも欧米諸国では18歳が原則である。20歳にしているのは、アジアでは日本と韓国くらいである。しかし、18歳で本当に良いのか、まだまだ未熟ではないかとかいろいろ議論のあるところである。

29頁からは「市政運営の基本事項」としていくつかの項目が挙げられている。ここは、第3分科会で丁寧な議論をしていただいたところであり、その検討結果とほとんど変わっていない。

まず1番目は、「総合的な市政運営」である。ここで、「総合計画を策定し」と書いているが、このことは法律には定められていない。市が自治基本条例の中で、改めてこれを規定することには意義がある。

2番目の財政運営については、ある種当たり前のことであるが、1行目には「自主的かつ自律的な財政運営」というハードルを設け、2行目には「市政が持続的に発展していくように」という極めて重い内容を盛り込んだことで、単なる抽象的な「健全財政」から、さらに踏み込んだ内容になっている。

30頁に入る。「市政運営の評価」として、いわゆる行政評価について書いている。事業を計画し、実行し、それを後から見て評価する、プラン・ドゥー・シーというものであるが、宇都宮市は既に「事務事業評価」、「施策事業評価」という形で実施している。また、これはすごいなと思うが、市民と市が協働で実施している事業について、市民と一緒に「市民協働事業評価」をしている。これらの評価を参考にして、効果的・効率的な市政運営を行なっていくという仕組みになっている。

「執行機関の組織」に掲げた内容は、当たり前のことである。ただし、市民にわかりやすい組織というのはなかなか難しい。そのような組織のあり方は、時代の変化とともに変わってくる。

31頁では、「行政手続」、「条例の制定及び活用」、「法令の遵守」、32頁では、「国及び他の地方機関との連携」という、ごく当たり前であるが、非常に大事な事項を書いている。ここは第3分科会の御意見をもとに、このようにまとめさせていただいた。

以上で説明を終わることとし、皆さんの御質問・御意見を頂くこととしたい。

#### イ 質疑応答

##### 委員からの主な意見・質問等（要旨）

###### ○ 委員

- ・ この提言書素案は、非常に良いまとめ方がされていると感心している。
- ・ 意見として言わせて頂きたい。この自治基本条例の一番のポイントは、最高の民主主義を求めていることだろう。今まで、市民は、議員を通してしか意見を述べられないことが多かった。現在、市にはパブリックコメント制度等があり、意見をいろいろ言える状況にはあるが、最高の民主主義と言うからには、自分達が納めた税金を、効果的な形で市民のために使ってもらえるようなものを市民が提案し、検証できることが必要ではないか。18頁の「市民の権利」のところには、「公共的活動に参画する」とある。22頁の「議会の役割と責務」のところには、「議会は、市政運営が適正に行われるよう調査、監視するとともに、政策立案等を行う」とある。これはこれで良いのだが、予算に関することも含めて、市政運営に対し、「意見を提案できる」という文言が必要ではないかと思う。

###### ○ 提言書検討委員会委員長

- ・ 今のご意見については、間接民主制との調和を図りながら、どこまで条例に記載するかを検討する必要がある。多くの市民の意見を聴くこと自体は尊重しなければならないが、間接民主制、すなわち議会制度をとっている以上、無制限に市民の意見を取り入れることを条例化するのには難しい。しかし、今のご意見は非常に重要。抽象的な規定になるかもしれないが、市民が、どのような形、どのような方法で市政に参画できるかを明らかにすることがこの自治基本条例のポイントの一つである。

###### ○ 委員

- ・ 素晴らしい文章に感心した。
- ・ しかし本市には、宇都宮市民憲章が存在している。この市民憲章が、この素案のどこにどのように反映され、活かされているかについて教えて欲しい。この文章はここ、この文章はここ、というように。

- 提言書検討委員会委員長
  - ・ 市民憲章との文言の比較については、提言書検討委員会では行っていない。
  - ・ 市民憲章は、まちづくりの精神的な目標の一つである。これに対し、自治基本条例は条例、法制度であって、もともと性格が異なる。ただし、市民憲章の趣旨は今回の素案の様々なところに現れている。この問題については、同様の疑問を持つ人々に今後回答していくためにも、検討が必要
- 委員
  - ・ 一つは、住民投票についてである。28頁には、市長が住民投票を実施することができる」とあるが、住民が住民投票を求める、または議員が住民投票を求めることができるという文言があつて良いのではないか。例えば、川崎市自治基本条例においては、「住民、議会又は市長の発議に基づき」とある。
  - ・ あと一つは、市政運営の評価についてである。「執行機関は、各主体と協力しながら、最もふさわしい方法により」とあるが、「市民参加のもと行う」という表現を入れる必要があるのではないか。
- 提言書検討委員会委員長
  - ・ まず住民投票についてであるが、提言書検討委員会では各分科会の検討結果を整理することを第一に行った。今の御指摘は第3分科会の検討部分であるので、再度分科会の検討内容を分析することとする。また、既に地方自治法には住民、議員の発議権が定められている。それらと条例の整合性を図る必要もある。
  - ・ 市政運営の評価についてであるが、「各主体と協力しながら」という文言の中に、当然に「必要に応じ市民が参加して行う」という趣旨が含まれている。なお、「市民」が定義されていることから、「市民が参加する」と規定すると、地域活動団体、非営利活動団体、事業者は参加しなくて良いのか、という話になるため、「各主体と協力しながら」としている。文言は注意して検討する必要がある。
- 委員
  - ・ 市政運営の評価については、第3分科会の中で、「各主体と協力しながら、最もふさわしい方法により」というところに「必要に応じ市民が参加して行う」趣旨も含まれるという話になっている。
  - ・ 条例の見直し期間について、提言書素案に盛り込まないこととした経緯をご説明いただきたい。
- 提言書検討委員会委員長
  - ・ 条例の見直し期間について、第3分科会で議論されたわけだが、提言書検討委員会では、次のような結論となった。自治基本条例は、市のいわゆる憲法であることから、容易にその内容を変えることは想定していない。日本国憲法の改正規定は、特殊な改正手続を踏まなければならないことから存在している。

自治基本条例は憲法であって、基本的・普遍的事項を規定するといいいながら、改正条項を設けると、ひどく安易に制定したという印象を持たれかねない。このようなことから、見直し条項は設けないこととした。なお条例は、変更する必要がある際には、その時点で変更できる。

(2) シンポジウムについて（資料2，別紙1～5）

- ・ 事務局より説明
- ・ シンポジウム当日までに何か決定しなければならないことが出てきた場合は、会長に一任することとした。

委員からの主な意見・質問等（要旨）

○ 委員

- ・ 当日の参加状況は、現時点においてどのようなものか。

● 事務局

- ・ 会場は300席余り。自治会等を通して、市民に参加を呼びかけていただいている。また、本条例は市役所職員にも直接関係してくるものであることから、市役所職員にも呼びかけている。一般の市民の方々にはニュースレターを各戸配布したが、「自治基本条例」というタイトルからか、「難しいのではないか」という反応が多いように思われる。まだ十分な参加人数が確保できていないと認識している。是非とも積極的な呼びかけをお願いしたい。

3 その他

事務局から、次回の日程等について説明

4 閉会